

経営規模等評価申請書

記入要領

総合評定値請求書

沖縄県版（R7.3月改訂版）

沖縄県土木建築部技術・建設業課

目 次

1. 経営事項審査とは

(1) 経営事項審査制度について	1
(2) 公共工事と経営事項審査の関係について	1
(3) 建設業者と経営事項審査の関係について	1
(4) 経営事項審査の有効期間について	2
(5) 経営事項審査申請手続について	2
(6) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の発行について	3
(7) 結果通知書の重要性について	3
(8) 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手数料について	3
(9) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の閲覧について	4

2. 経営規模等評価申請書の記入例

(1) 経営規模等評価申請書記入例	6
(2) 経営規模等評価申請書作成上の注意	8
(3) 経営事項審査に係る完成工事高の確認方法について	13
(4) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高記入例	15
(5) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高作成上の注意	17
(6) その他の審査項目（社会性等）記入例	23
(7) その他の審査項目（社会性等）作成上の注意	24
(8) 技術職員名簿記入例	43
(9) 技術職員名簿作成上の注意	44

3. 申請に必要な提出書類・提示書類

(1) 提出・提示書類一覧	50
(2) 提出部数	53

4. その他留意事項

(1) 決算期変更があった場合	58
(2) 「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算	59
(3) 合併・譲渡・分割等の場合	60
技術職員コード表（有資格区分コード）	61
技術職員コード表（業種コード）	66
市町村コード及び管轄の土木事務所一覧	67
《申請書提出先及び問い合わせ窓口》	68
《申請書販売窓口》	68
業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方	69

1. 経営事項審査とは

1. 経営事項審査とは

(1) 経営事項審査制度について

経営事項審査制度とは、決算期末における建設業者の経営状況、経営規模、技術的能力等の客観的事項について行われる企業評価制度であり、昭和36年の建設業法の改正により法制化されたものです（建設業法第27条の23）。

経営状況分析については、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関において審査されます。また、経営規模等については、沖縄県土木建築部で審査を行っています。

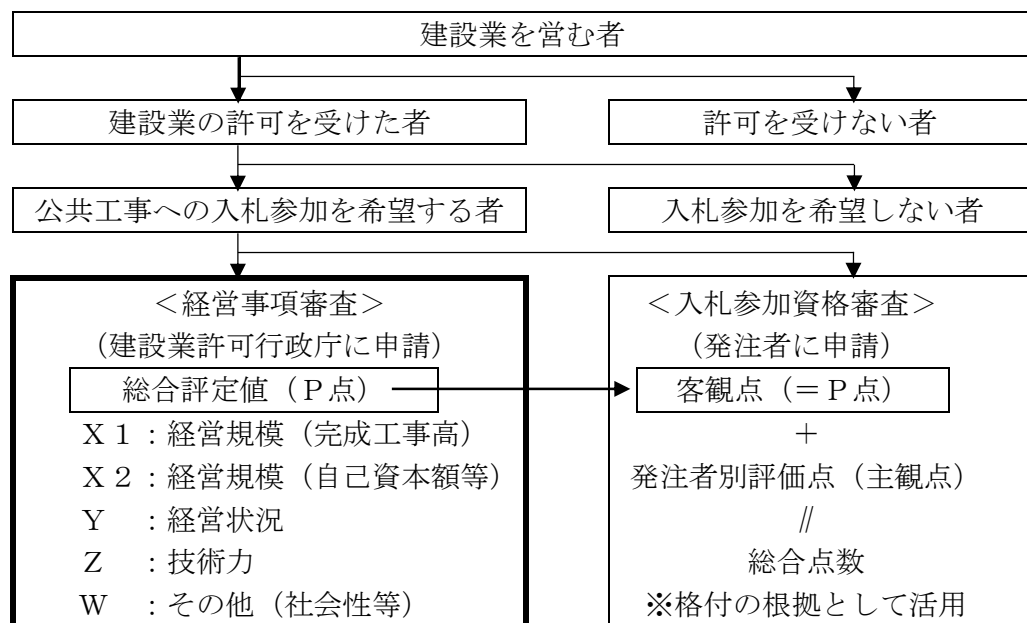
(2) 公共工事と経営事項審査の関係について

一定の公共性のある施設または工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負うことを希望する建設業者は、経営事項審査を受けておく必要があります（建設業法施行令第27条の13、建設業法施行規則第18条）。

また、経営事項審査の結果通知書には有効期間があり（審査基準日より1年7ヶ月間）、有効期間を切らさないように毎年審査を受け、結果通知書を更新していく必要があります。

(3) 建設業者と経営事項審査の関係について

建設業者と経営事項審査、入札参加資格審査の関係を図示すると次のようになります。



【総合評定値の算出方法】

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25X1 + 0.15X2 + 0.2Y + 0.25Z + 0.15W$$

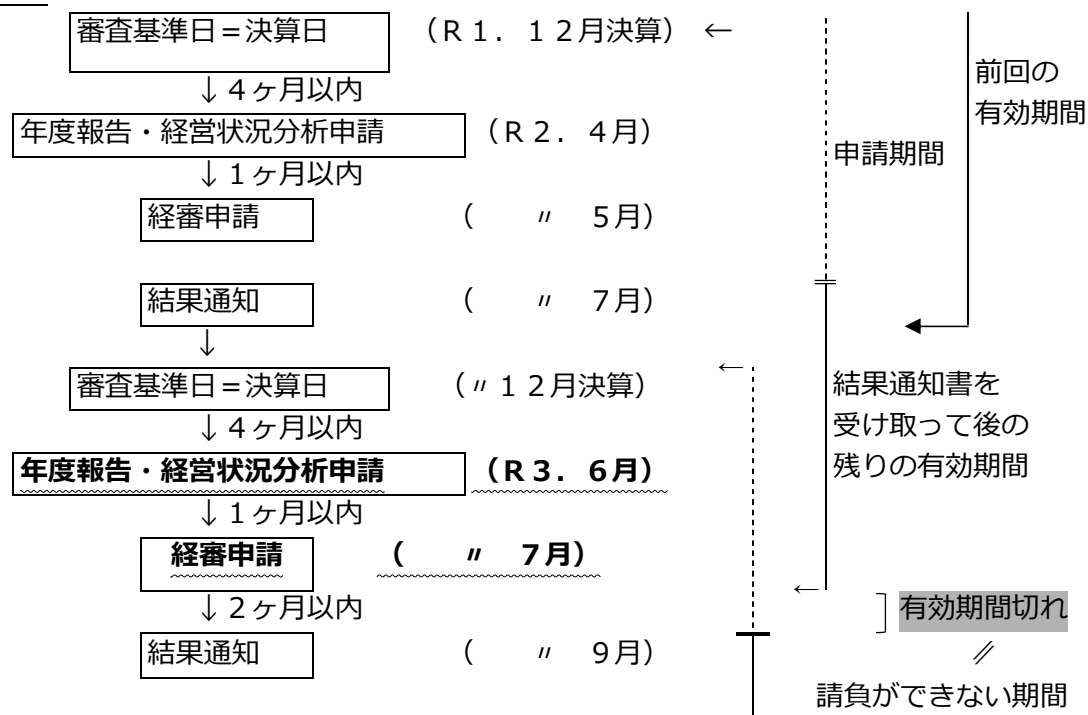
注) なお、X1、X2、Y、Z、Wについては別途算出法が指定されているため、単純に実数値を算入しても総合評定値を算出することはできません。

(4) 経営事項審査の有効期間について

経営事項審査の有効期間（審査基準日より1年7ヶ月）が切れていると、公共工事を請け負うことができません。従って、毎年、経営事項審査を受ける必要があります。

下の例は、12月決算の会社で2年目の経審申請が2ヶ月遅れた場合です。

例.



この場合、2年目の経審申請がR3.7月となったため、結果通知書の発行が9月となり、公共工事を請け負うことのできない期間（R3.8月～9月）が生じた例です。

※公共工事を請け負うためには、単に経営事項審査の申請を行うだけではなく、結果の通知を受けていなければなりません。結果通知書が届くまでの時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに申請してください。

(5) 経営事項審査申請手続について

まず最初に、登録経営状況分析機関で経営状況（Y）の審査を受けて、経営状況分析結果通知書の交付を受けてください。その後、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書を提出することになります。提出先は、所轄の土木事務所になります。申請の際、事前予約が必要な窓口もありますので、申請書提出先へお問い合わせください。

※経営状況分析の申請手続については、登録経営状況分析機関へお問い合わせください（5ページ参照）。

(6) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の発行について

申請書を受理してから60日以内（申請が集中する9月～12月以外の時期は1ヶ月程度）に、結果通知書を簡易書留郵便にて発送します。

申請後2ヶ月経っても結果通知書が送付されてこない場合は沖縄県技術・建設業課（Tel 098-866-2374）まで問い合わせください。

※受付後に順番に審査を行い、確認・追加資料の提出等が必要であれば担当者から御連絡させていただきます。

※申請が集中する9月～12月は、審査・調査の進捗状況により発行が遅れることがありますので、時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに申請してください。**当該期間の短縮には一切応じられません**ので、予めご了承ください。

(7) 結果通知書の重要性について

結果通知書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

※万一、結果通知書を紛失した場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書証明願を手数料（県証紙400円）と一緒に技術・建設業課に提出してください。原本証明を交付します。

(8) 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手数料について

①経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時に行う場合

8,500円+受審1業種につき2,500円を乗じた額を加算した額となります。

$$\left[\begin{array}{l} \text{例：2業種の申請・請求を行う場合} \\ 8,500\text{円} + 2,500\text{円} \times 2\text{業種} = 13,500\text{円} \end{array} \right]$$

②経営規模等評価の申請のみを行う場合

8,100円+受審1業種につき2,300円を乗じた額を加算した額となります。

$$\left[\begin{array}{l} \text{例：2業種の申請を行う場合} \\ 8,100\text{円} + 2,300\text{円} \times 2\text{業種} = 12,700\text{円} \end{array} \right]$$

③総合評定値の請求のみを行う場合

400円+受審1業種につき200円を乗じた額を加算した額となります。

$$\left[\begin{array}{l} \text{例：2業種の請求を行う場合} \\ 400\text{円} + 200\text{円} \times 2\text{業種} = 800\text{円} \end{array} \right]$$

④手数料は、県証紙を審査手数料証紙貼付書に貼り付けて納付して下さい。

（大臣許可業者の申請は受け付けておりません。）

(9) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の閲覧について

ホームページ（アドレス <http://www.ciic.or.jp>）にて全国の業者の結果通知書を閲覧することができるほか、各土木事務所にて所轄の業者の結果通知書を閲覧することができます。

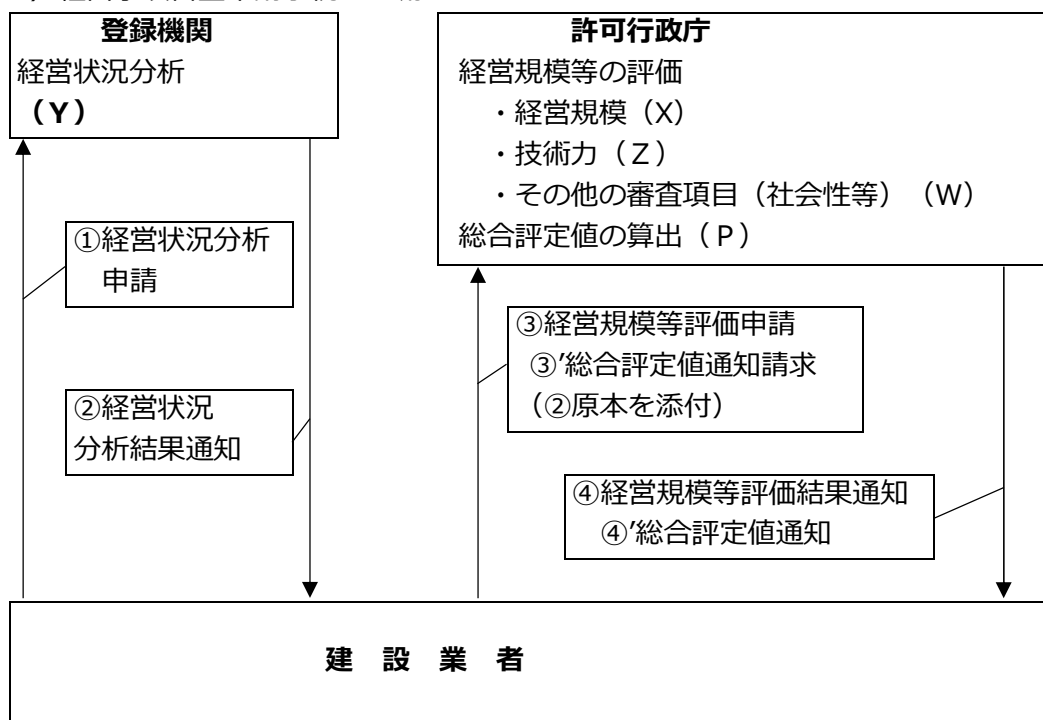
(10) 再審査申請について

経営事項審査の結果について異議がある場合は、通知書を受け取ってから30日以内に、経営規模等評価再審査申立書（様式第25号の11）を提出してください。なお、経営事項審査は県の担当者と直接面談により行い、双方納得の上で審査を行っているため、再審査は単なる電算処理上のミスによる修正以外は応じていません（申請者側の申請誤りによるものは再審査の対象とはなりません）。当初資料がなく、後から追加するといったことは認められません。審査申請にあたっては、書類に不足がないかしっかり確認してください。

◇◆提出書類に虚偽の記載をして提出すると罰せられます◆◇

建設業法（昭和24年法律第100号）第50条第1項第4号の規定に基づき、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

(11) 経営事項審査申請手続きの流れ



(注) 経営状況分析を受ける前に、年度報告（決算変更届）を県に提出しておく必要があります。

【登録経営状況分析機関一覧（令和2年3月現在）】

登録 番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター (本部) (西日本支部)	東京都中央区築地2-11-24 大阪府大阪市中央区上町A 番12号 上町セイビル9階	03-5565-6131 06-6767-2803
2	(株)マネージメント・データ・ リサーチ	熊本県熊本市中央区京町2 丁目2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌 一条4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田町2-5- 24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本(株)	山口県宇部市北琴芝1-6-10	0836-38-3781
11	(株)NK B	福岡県北九州市小倉北区 重住3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センタ ー	東京都立川市柴崎町2-17-6	042-505-7533

2. 経営規模等評価申請書の記入例

(1) 経営規模等評価申請書記入例

様式第二十五号の十四（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

(用紙A4)

20001

経営規模等評価申請書 経営規模等評価再審査申立書 総合評定値請求書

令和 3 年 4 月 1 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

申請者以外の者が申請書や財務諸表を作成した場合は、申請書の
上部に併記すること。また、作成権限に係る委任状を添付すること

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

地方整備局長
北海道開発局長
沖縄県知事 殿

「行政庁側記入欄」
には記入しない

〒900-8570
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
県庁組(株)
代表取締役 県庁 太郎

申請者

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 01 年 01 月 01 日	01	01
申請許可番号	02	大臣知事コード 047	国土交通大臣許可(一般)	第0999999号
許可年月日		平成 28 年 05 月 10 日		
前回の申請許可番号	03	大臣知事コード 047	国土交通大臣許可(一般)	第0999999号
許可年月日		平成 28 年 05 月 10 日		
審査基準日	04	令和 02 年 12 月 31 日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1 (1.法人)		
商号又は名称のフリガナ	08	ケンチヨウグミ		
商号又は名称	09	県庁組(株)		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	ケンチヨウグミ		
代表者又は個人の氏名	11	県庁太郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	47201		
主たる営業所の所在地	13	泉崎1-2-2		
郵便番号	14	900-8570		
電話番号		098-866-2384		

許可が複数あれば、そのうち最も古いものについて記入すること

申請時の許可番号が、前回と異なる場合のみ(法人成り、合併等)記入する

申請日の直近の審査基準日

項番6の右欄は、通常の場合は空欄とし、合併等特殊事例の場合に該当コードを記入

申請者が個人の場合には記入しないこと
法人である場合は必ず記入

フリガナ欄に法人の種類を表す文字については記入しない

フリガナ欄の濁音、半濁音を表す文字については1文字として扱う。なお、フリガナには、“.”は使用しないこと。

法人の種類を表す文字は略号を使用。括弧は1カラムを使用
株式会社→(株)、有限会社→(有)など

姓と名の間に1カラム空ける

「市町村コード及び管轄の土木事務所一覧表」参照

「丁目」「番」「号」については- (ハイフン) を用いる。
市町村名は記入しない

審査を受けようとする建設業のカラムに「6」を記入する

申請時点で許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「1」を特定建設業の場合は「2」を記入する

自己資本額

項番

1700123400

(千円)

千円単位で右詰めで記入し、空位のカラムは空白でよい

審査対象

2

(1. 基準決算
2. 2期平均)

基準決算

11000

(千円)

直前の
審査基準日

35800

(千円)

利益額
(2期平均)

180049726

(千円)

利益額の2期平均を記入。
千円未満は切り捨て

利益額 (利払前税引前償却前利益)
= 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度		
営業利益	55600 (千円)	営業利益	39983 (千円)
減価償却 実施額	1550 (千円)	減価償却 実施額	2320 (千円)

技術職員数

190020

(人)

別紙二「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数を記入

登録経営状況
分析機関番号

20000100

経営状況分析を受けた機関の名称

〇〇〇登録経営状況分析センター

経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入する。
空位のカラムには「0」を記入する

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

再審査の申請の場合のみ記入する。
通常の申請の場合は記入しない

連絡先

この申請書又は添付書類を作成した者、その他この申請の内容に係る質問に回答できる者の氏名、電話番号等を記入すること

所属等

営業第1課

氏名

沖繩 二郎

電話番号

098-866-2384

ファックス番号

098-866-2399

(2) 経営規模等評価申請書作成上の注意

0 4 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和7年3月31日であれば、0 7年0 3月0 3 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

*審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日

(例：R7.1.23に申請する場合、R6.8.31基準日は可、R5.8.31基準日は不可)

0 5 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

0 6 「処理の区分」の欄の左欄は次の表の分類に従い該当するコードを記入すること。

コード	処 理 の 種 類
0 0	1 2ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度について申請する場合
0 1	6ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和1年10月1日から令和2年3月31日までの事業年度について申請する場合
0 2	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和1年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和2年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和1年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和1年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
0 3	営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合（例）令和1年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和2年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
0 4	営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和1年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和2年3月31日）より前の日（令和1年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、次の別表の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

(別 表)

コード	処 理 の 種 類
1 0	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 1	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
1 2	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 3	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
1 4	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
1 5	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 6	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
1 7	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 8	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 9	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
2 0	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
2 1	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
2 2	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

〇 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

ケ ン チ ヨ ウ グ ミ

濁音又は半濁音を表す文字は
1文字として記入する

(例)

(	株	)	県	庁	組	
県	庁	組	(	有	)	

種 類	略 号	種 類	略 号	種 類	略 号
株式会社	(株)	合資会社	(資)	協同組合	(同)
特例有限会社	(有)	合名会社	(名)	協業組合	(業)
企業組合	(企)	合同会社	(合)		

ケ	ン	チ	ヨ	ウ		タ	ロ	ウ
県	庁		太	郎				

市町村コード表

市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード
那覇市	47201	今帰仁村	47306	渡嘉敷村	47353
宜野湾市	47205	本部町	47308	座間味村	47354
石垣市	47207	恩納村	47311	粟国村	47355
浦添市	47208	宜野座村	47313	渡名喜村	47356
名護市	47209	金武町	47314	南大東村	47357
糸満市	47210	伊江村	47315	北大東村	47358
沖縄市	47211	読谷村	47324	伊平屋村	47359
豊見城市	47212	嘉手納町	47325	伊是名村	47360
うるま市	47213	北谷町	47326	久米島町	47361
宮古島市	47214	北中城村	47327	八重瀬町	47362
南城市	47215	中城村	47328	多良間村	47375
国頭村	47301	西原町	47329	竹富町	47381
大宜味村	47302	与那原町	47348	与那国村	47382
東村	47303	南風原町	47350		

1 3 「主たる営業所の所在地」の欄には、市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて記入すること。

泉 崎 1 － 2 － 2

ハイフンを用いる

1 4 「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば0 9 8 － 8 6 6 － 2 3 8 4 のように記入すること。

1 5 「許可を受けている建設業」の欄は、申請時点で許可を受けている全ての業種を記入する。建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入すること。

1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあつては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について「9」を記入すること。審査基準日に許可のない業種についても、申請しようとする時点で許可があれば、完成工事高が0でもその業種は申請可能。なお後述の項番32と関連する項目であり、申請数に注意すること。

土	建	大	左	と	石	屋	電					
2	2			1			1	...	...	...	...	...
9	9							...	...	...	...	...

1 7 「自己資本額」の欄は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。なお、2期平均の自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入すること。

1 2 3 4 0 0 （千円） 2 （1. 基準決算 2. 2期平均）

1 8 「利益額（2期平均）」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入すること。記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。経営状況分析結果通知書に参考値として営業利益及び減価償却実施額が記載されている場合は、参考値と一致すること。

【決算期変更があった場合】

経営状況分析結果通知書の※前期の「減価償却実施額」・「営業利益」が異なる場合があるため、申請者において換算処理を行い、記入してください。また、換算方法も任意様式を添付するか、申請書の余白に記載する等内容が分かるようにし、前回の経営状況分析結果通知書（写）も併せて提出してください。

前回の経営状況分析結果通知書がない場合は、年度報告様式第一六号損益計算書（写）、または計算の根拠となる税務申告書（写）を提出してください。

例)

●審査基準日 令和1年12月31日 (6ヶ月)

前回基準日 令和1年6月30日

前々回基準日 平成30年6月30日

●営業利益 (様式第一六号損益計算書より)

審査基準日 1,000 千円

前回基準日 2,000 千円

前々回基準日 3,000 千円

換算方法

審査対象事業年度

①1,000 千円 + ②2,000 千円×6ヶ月／12=2,000 千円

前年度対象年度

②2,000 千円×6ヶ月／12 + ③3,000 千円×6ヶ月／12=2,500 千円

減価償却費も同じ計算になります。

年度報告の損益計算書の減価償却費で換算できる場合はその値を用い、年度報告の値から換算できない場合は、税務申告書類から換算することになります。

※前期の数字が異なる場合 (分析センターHP より抜粋)

例) 今期が9ヶ月の場合

■経営状況分析の換算方法■

今期は前期から「12分の3」受け取り、前期は「12分の12」のまま変更なし。

■経営事項審査の換算方法■

今期は前期から「12分の3」受け取り、前期は「12分の9」となり前々期から「12分の3」受け取る。

1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

(3) 経営事項審査に係る完成工事高の確認方法について

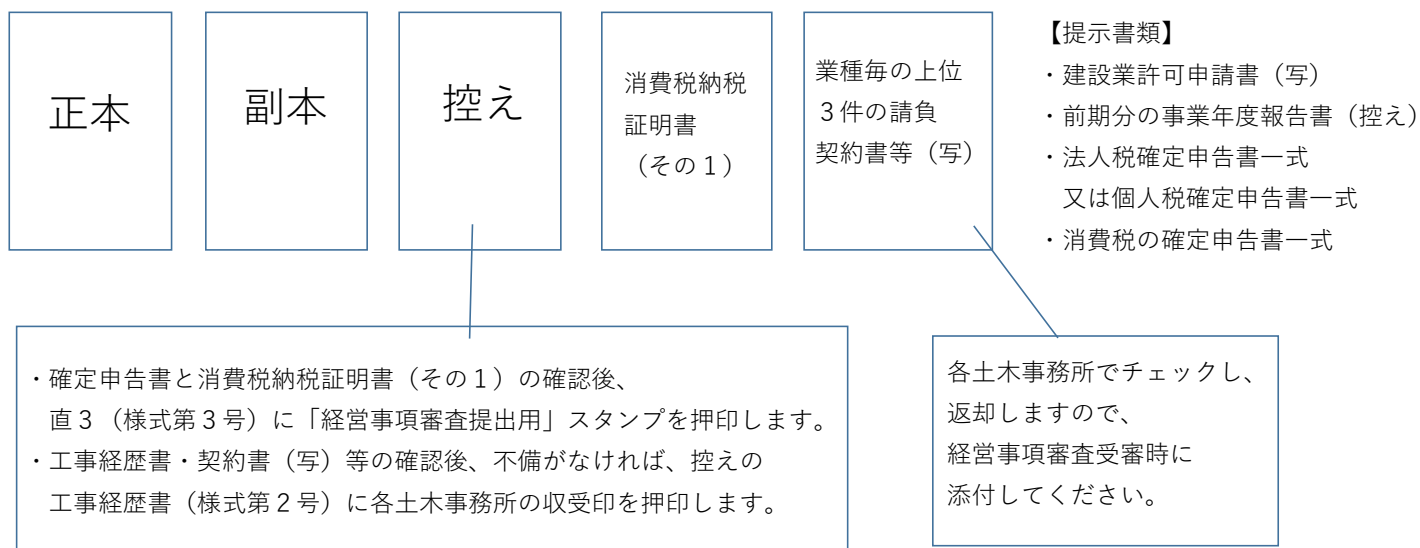
1. 確認手順

		申請者	各土木事務所	技術・建設業課
1	年度報告提出時	年度報告を提出の際、様式第2号工事経歴書の確認書類として、各土木事務所担当に請負代金上位3件の契約書（写）、又は「注文書及び請書」（写）、又は「請求書及び入金確認の書類」（写）を持参して下さい。	各土木事務所では工事経歴書の内容を確認し、申請者が持参した請負代金上位3件の工事に対する契約書（写）等チェックし、不備がなければ、控えの工事経歴書に收受印を押します。 ※年度報告時に必要な書類が確認できなければ、控えの工事経歴書に各土木事務所の收受印は押印しません。 ※工事経歴書の内容に不備がある場合も控えの工事経歴書に收受印は押印しません。	
2	経審一次審査	経審申請時には、各土木事務所の收受印が押印された工事経歴書（写）と年度報告でチェック済の請負代金上位3件の契約書（写）等を提出して下さい。	各土木事務所の收受印が押印された工事経歴書と確認済の上位3件の請負契約書（写）等の提出があるか確認します。	
3	経審二次審査	技術・建設業課から問い合わせがあった場合は、対応をお願いします。		経審の技術・建設業課での二次審査については、提出された工事経歴書と契約書等の照合を行い、不備等があれば、申請者に直接連絡をします。

※経審の一次審査の効率化のために行っていますので、不備等はできるだけ年度報告提出時に解決するようにしてください。

2. 年度報告提出時における必要書類

正本1部、副本1部、控え1部、消費税納税証明書、工事経歴書記載の上位3件の請負契約書（写）

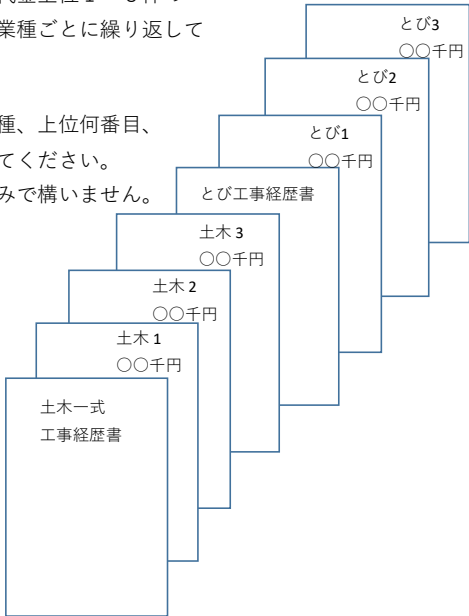


3. 経営事項審査提出時の工事経歴書と上位3件の契約書の編纂方法について

例1) 土木一式ととび土工を受審する
場合の編纂方法

工事経歴書の後ろに請負代金上位1～3件の契約書(写)等を添付し、業種ごとに繰り返して編纂してください。

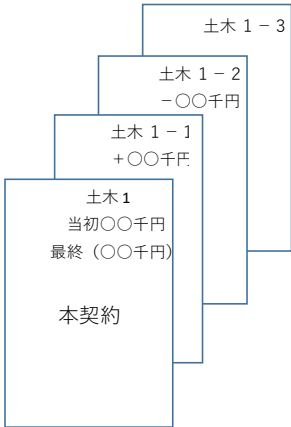
契約書写しの右上には業種、上位何番目、請負金額(税抜)を記載してください。
※免税業者の場合は、税込みで構いません。



例2) 変更契約がある場合

本契約書の右上に当初の請負契約額(税抜き)を記載し、括弧書きで変更契約後の最終金額も記載してください。

本契約の後ろに変更契約書を添付してください。
変更契約には枝番を記載し、増減+と税抜きの変更請負額を記入して下さい。



4. JV、進行基準の場合の工事経歴書記載例及び契約書等の編纂方法について

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類) 土木一式 工事 (税込 ・ 税抜)

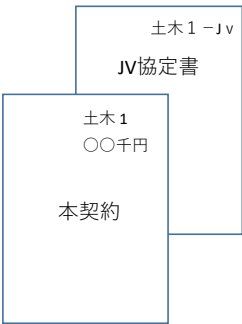
注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の別 (該当箇所には印を記載)		着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
						主任技術者	監理技術者		
沖縄県	元請	IV	R3年〇〇橋橋梁工事	那覇市	泉崎一郎		レ	千円 (150,000) 千円 300,000	令和 1 年 12 月 令和 3 年 1 月

共同企業体 (JV) として行った工事については、JVの別にJVと記載し、施工割合 (%) を記載してください。

工期がまたがる場合は、全体の契約額を下部に記載し、当期に計上する額は括弧書きにしてください。

例3) JVの場合

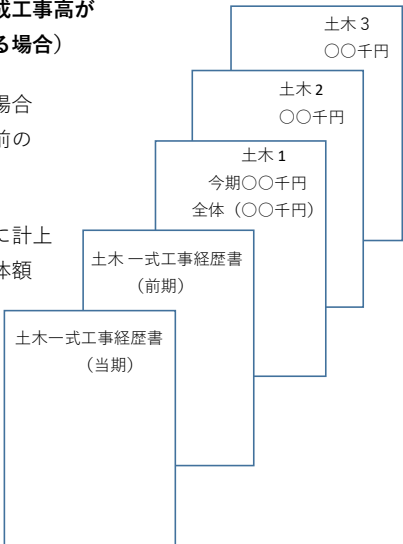
本契約の後ろにJV協定書(工事名及び出資比率が確認できるもの)を添付してください。



例4) 請負代金上位3件の中に進行基準による完成工事高が含まれている場合(工期が2期以上にまたがる場合)

前期以前に当該工事の完成工事高を計上した場合
当期の工事経歴書の後ろに、計上された前期以前の工事経歴書を添付してください。

工期がまたがる場合は、契約書の右上に当期に計上する金額(税抜)を記載し、括弧書きで契約全体額(税抜)を記載して下さい。



(4) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高記入例

別紙一

記入すべき金額は千円未満の端数を
切り捨てて表示すること

(用紙A4)

2 0 0 0 2

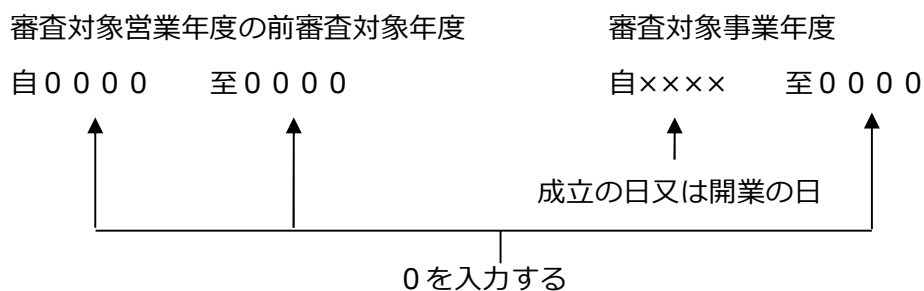
工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番 3 1	審査対象事業年度の別審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 3 1 0 1 月 至 0 2 年 1 2 月	審査対象事業年度 02年 1月～02年 12月 前審査対象事業年度 31年 1月～01年 12月	審査対象事業年度 03年 01月 至 03年 12月 前審査対象事業年度 02年 01月 至 02年 12月	計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均
次ページ「工事種類 コード」を記入すること	完成工事高(千円) 3 2 0 1 0	元請完成工事高(千円) 2 3 4 0 0	完成工事高(千円) 3 4 5 0 0	元請完成工事高(千円) 3 0 0 0 0
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 18,000×12/12=18,000 前審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 28,800×12/12=28,800	元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 18,000×12/12=18,000 前審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 22,000×12/12=22,000	上記の審査対象事業年度(12ヶ月) における完成工事高及び元請完成 工事高を記入すること。 空位のコラムは空白とすること	
工事の種類 プレストレストコンクリート 構造物 工事	完成工事高 240 審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 0×12/12=0	元請完成工事高 0×12/12=0 審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 0×12/12=0	とびから 振替あり	
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 3,000×12/12=3,000 前審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 6,000×12/12=6,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 3,000×12/12=3,000 前審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 3,000×12/12=3,000	3年平均を選択した場合、「完成工事高計算表」 「元請完成工事高計算表」の合計を2で割った 金額をコラムに記入すること	
工事の種類 管 工事	完成工事高計算表 審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 9,000×12/12=9,000 前審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 6,600×12/12=6,600	元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 2,000×12/12=2,000 前審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 4,400×12/12=4,400		
工事の種類 その他	完成工事高計算表 審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 280×12/12=280 前審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 280×12/12=280	元請完成工事高計算表 審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 280×12/12=280 前審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 220×12/12=220	審査対象建設業以外の完成工事高について記入すること 「0円」でも記入すること	
工事の種類 その他 工事	完成工事高 280 審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 280×12/12=280 前審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 220×12/12=220	元請完成工事高 220 審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 220×12/12=220 前審査対象事業 年度の別審査 対象事業年度 220×12/12=220	審査対象建設業の種類が2ページ以上に わたる場合は、最後の用紙のみ記入すること	
合計	完成工事高 3 5 9 5 0	元請完成工事高 2 6 4 5 0	完成工事高 5 0 4 7 0	元請完成工事高 3 7 3 0 0
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)				

用紙ごとに、記載されている工事種類別完成工事高について契約後VEに係る評価の特例の利用の有無を記載すること

(5) 工事種別完成工事高・工事種別元請完成工事高：作成上の注意

- 3 1 「審査対象事業年度」の欄は、対象事業年度について、新規設立後最初の決算が到来していない場合の入力方法は、次のとおり入力する（新規設立後、最初の決算が到来した場合についても、審査対象事業年度の「至」に決算日が入る以外は同じです）。



3 2

1 「業種コード」について

工事種類コード表（網掛けは内訳業種）

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
010	土木一式工事	100	タイル・れんが・ブロック工事	200	機械器具設置工事
011	プレストレストコンクリート構造物工事	110	鋼構造物工事	210	熱絶縁工事
020	建築一式工事	111	鋼橋上部工事	220	電気通信工事
030	大工工事	120	鉄筋工事	230	造園工事
040	左官工事	130	舗装工事	240	さく井工事
050	とび・土工・コンクリート工事	140	しゅんせつ工事	250	建具工事
051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事
090	管工事	190	内装仕上工事		

「土木一式工事」を申請する場合は、その内訳として「プレストレストコンクリート構造物工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」を申請する場合は、その内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」を申請する場合は、その内訳として「鋼橋上部工事」を合わせて申請すること（内訳の実績が“0”でも記入が必要です。また、内訳ですので手数料はかかりません）。また、歩道橋工事は鋼橋上部工事に含めることができます。

2 建設工事とは

〈建設工事について〉

建設工事の種類は、建設業法第2条別表において、29業種が定められています。また、その具体的な内容・例示については、建設省告示「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」及び国土交通省通知「建設業許可事務ガイドラインについて」に示されています。完成工事高の分類は、これらに基づき行ってください。誤って計上した場合は、売り上げを完成工事高から除き、兼業売上高への訂正が必要となり、決算変更届（年度報告）の差し替え及び経営状況分析をやり直すことになります。

また、完成工事高の疑義がある場合（兼業売上工事高が建設業の完成工事高に含まれている等）や審査に必要な場合は、追加で契約書、注文書及び請書等を確認することがあります。

〈一式工事について〉

一式工事は総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事であり、基本的には元請業者の立場で総合的にマネジメントする工事内容となっております【**下請は、土木一式 2,500 万円以上（税込）、建築一式 5,000 万円以上（税込）**】。

一式工事でない専門工事を一式工事の工事経歴書に計上している事例が多々見られますが、当該工事については、本来計上すべき専門工事の欄に計上しなければなりません（当該専門工事の許可を受けていない場合は、「その他の工事」欄に計上）。

〈解体工事について〉

解体工事は、構造物の解体・撤去が目的であり、解体後引き続き新設・改装する場合は建築一式工事に該当します。また、それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当します。

建築物の構造耐力上主要な部分である壁や柱等を取り壊す工事を伴う場合は解体工事となります。

アスベストの除去のみを行う場合は、建設工事には該当しませんが、請け負った工事業種と付随してアスベストの除去を行う場合は、当工事業種へ含めることができます。付随する工事業種の許可がない場合は「その他」に分類してください。

例）アスベストが断熱材として使われている建築物の解体工事のうち、断熱材とアスベスト除去工事についてのみ請け負った場合、熱絶縁工事の許可があれば、「熱絶縁」に分類します。熱絶縁の許可がなければ「その他」に分類します。

3 「完成工事高」「元請完成工事高」の欄について

経営事項審査を受けようとする業種ごとに、申請する直前の2年、または3年の各営業年度の完成工事高及び元請完成工事高を記入すること（様式第三号「直前三年の各営業年度における工事施工金額」を参照）。

なお、業種ごとや完成工事高・元請完成工事高ごとに、2年平均、3年平均をそれぞれ選択することはできません。

例．計算基準の選択

土木一式工事2年平均、建築一式工事3年平均 → ×

土木一式工事2年平均、建築一式工事2年平均 → ○

完成工事高2年平均、元請完成工事高3年 → ×

完成工事高3年平均、元請完成工事高3年 → ○

年度報告等における消費税の免税業者の取扱について

		財務諸表	工事経歴書	直前3年の各事業年度における工事施工金額
経審を受審しない建設業者		任意	任意	任意
経審の受審を希望する建設業者	課税業者	税抜	税抜	税抜
	免税業者	税込	税込	税込

※注記事項「免税事業者につき税込」等を記入すること

※直前3年の事業年度における工事施工金額（様式第3号）について、課税年度と免税年度が混在する場合はそれぞれの事業年度ごとに「税込（免税事業者）」「税抜」を記入すること。

※建設業許可を新規で取得された方で、建設業許可のない期間の実績についても計上する場合は、それぞれの事業年度の納税証明書その1（消費税及び地方消費税の税額入）を提出する他、申請内容の確認のための提示書類が必要になりますので、事前に問い合わせください。

例) 新規設立の場合、1期、2期は免税になり3期からは基準期間の課税売り上げによる。

1期（基準期間）	2期	3期
課税売り上げが1,000万円を超えている。	⇒	課税業者
課税売り上げが1,000万円を超えていない。	⇒	免税業者

【国税庁 HP より抜粋】

消費税は、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税の義務が免除されます。

この納税の義務が免除される事業者(以下「免税事業者」といいます。)となるか否かを判定する基準期間における課税売上高とは、個人事業者の場合は原則として前々年の課税売上高のことをいい、法人の場合は原則として前々事業年度の課税売上高のことをいいます。なお、基準期間において免税事業者であった場合には、その基準期間中の課税売上高には、消費税が含まれていませんから、基準期間における課税売上高を計算するときには税抜きの処理は行いません。

新たに設立された法人については、設立 1 期目及び 2 期目の基準期間はありませんので、原則として納税義務が免除されます。

しかし、基準期間のない事業年度であってもその事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が、1,000 万円以上である場合や特定新規設立法人に該当する場合は、納税義務は免除されません（※消費税の免税事業者等に関する詳しい内容をお知りになりたい方は、管轄の税務署までお問い合わせください）。

国土交通大臣が交付する「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書」を有する場合は、認定書の数値を種類別完成工事高に合算した額を記入すること。

4 「完成工事高」「元請完成工事高」の業種間「振替」について

審査対象建設業が「一式工事業」（土木工事業又は建築工事業）である場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含める（振替）ことができます。

審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含める（振替）ことができます。

〈完成工事高を振り替える場合〉

申請書余白に「〇〇（業種名）から振替あり」と記入し、「別記様式第 1 号工事種類別完成工事高付表」を添付すること。

〈注意事項〉

- ・ 振替先の業種には申請対象年において許可及び実績があることが必要です。
- ・ 特定の事業年度のみ振替を行うことはできません。
- ・ 振替を行った業種（振替元）は、経営事項審査を受けることができません。

（工事内容により振替ができない工事を振替元に残して、又は振替元の完成工事高を 0 として振替元の経営事項審査を受けることはできません。）

※工事経歴書は、振替前の建設工事の種類ごとに分けて作成してください。

専門工事から一式工事へ振り替える場合は、実際の工事内容を元に、土木工作物の建設に関連する工事は土木一式に、建築物に関連する工事は建築一式に算入してください。

振替先		← 振替元
一式工事	土木一式	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設工、解体(土木工作物解体工事)
	建築一式	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体(建築物解体工事)
専門工事	電気工事	⇔ 電気通信工事
	管工事	⇔ 消防施設工事、水道施設工事

とび・土工・コンクリート工事については、当該工事の内容が土木工作物、または建築物のいずれかに係る建設工事であるかによって、次のとおり完成工事高を振り替えることができます。その際、内容の確認のため、工事経歴書（直1～直2又は直1～直3）を添付してください。

とび・土工・コンクリート工事（例示）

振替先	← 振替元	
	区 分	工 事 内 容
土木一式	くい打ち工事	くい工事、くい打ち工事、場所打ぐい工事、くい抜き工事
	コンクリート工事	コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート構造物工事、テトラポット工事、コンクリートブロック据付け工事、
	法面工事	地すべり防止工事、吹付け工事
	土工事・他	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、石工事、外構工事、はつり工事、土留め工事、擁壁工事、仮締切り工事
建築一式	とび工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、重量物の揚量運搬配置工事、
土木一式	道路付属物設置工事	ガードレール工事、カーブミラー工事、交通標識設置工事
	土工事・他	フェンス設置工事

1 件の契約を、2 以上の業種に計上できません。

大工工事	建築一式工事	×
	大工工事	×

*** 振替を行う場合、工事経歴書・上位 3 件の契約書等は、振替前の実績で作成する必要があります（振替元、振替先ともに作成）。**

別記様式第 1 号

工事種類別完成工事高付表

【記入例】

申請者 県庁組(株)

審査対象建設業	左に含める完成工事高
(審査対象事業年度) 令和 3 年 7 月～令和 4 年 6 月 土木一式工事 90,000 千円 うち元請 75,000 千円 (前審査対象事業年度) 令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月 土木一式工事 75,000 千円 うち元請 65,000 千円 (前々審査対象事業年度) 令和元年 7 月～令和 2 年 6 月 土木一式工事 80,000 千円 うち元請 70,000 千円	(審査対象事業年度) 令和 3 年 7 月～令和 4 年 6 月 土木一式工事 70,000 千円 とび・土工・コンクリート工事 20,000 千円 うち元請 5,000 千円 (前審査対象事業年度) 令和 2 年 7 月～令和 3 年 6 月 土木一式工事 60,000 千円 とび・土工・コンクリート工事 15,000 千円 うち元請 5,000 千円 (前々審査対象事業年度) 令和元年 7 月～令和 2 年 6 月 土木一式工事 70,000 千円 とび・土工・コンクリート工事 10,000 千円 うち元請 0 千円

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても (1) と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

(6) その他の審査項目（社会性等）

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況									
雇用保険加入の有無	4	1	3	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]					
健康保険加入の有無	4	2	3	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]					
厚生年金保険加入の有無	4	3	3	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]					
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	3	[1. 有、2. 無]					
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5	3	[1. 有、2. 無]					
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6	3	[1. 有、2. 無]					
若年技術職員の継続的な育成及び確保	4	7	3	[1. 該当、2. 非該当]					
新規若年技術職員の育成及び確保	4	8	3	[1. 該当、2. 非該当]					
CPD単位取得数	4	9	3	5	10	(単位)			
技能レベル向上者数	5	0	3	5	10	(人)			
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5	1	3	1. えるぼし認定（1段階目）、2. えるぼし認定（2段階目）、3. えるぼし認定（3段階目）、4. プラチナえるぼし認定、5. 非該当					
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5	2	3	[1. くるみん認定、2. トライくるみん認定、3. プラチナくるみん認定、4. 非該当]					
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5	3	3	[1. ユースフル認定、2. 非該当]					
建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	5	4	3	[1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当]					
建設業の営業継続の状況									
営業年数	5	5	3	5	(年)				
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5	6	3	[1. 有、2. 無]					
防災活動への貢献の状況									
防災協定の締結の有無	5	7	3	[1. 有、2. 無]					
法令遵守の状況									
営業停止処分の有無	5	8	3	[1. 有、2. 無]					
指示処分の有無	5	9	3	[1. 有、2. 無]					
建設業の経理の状況									
監査の受審状況	6	0	3	[1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無]					
公認会計士等の数	6	1	3	5	(人)				
二級登録経理試験合格者等の数	6	2	3	5	(人)				
研究開発の状況									
研究開発費（2期平均）	6	3	3	5	10	(千円)			
建設機械の保有状況									
建設機械の所有及びリース台数	6	4	3	5	(台)				
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況									
エコアクション21の認証の有無	6	5	3	[1. 有、2. 無]					
ISO9001の登録の有無	6	6	3	[1. 有、2. 無]					
ISO14001の登録の有無	6	7	3	[1. 有、2. 無]					

(7) その他の審査項目（社会性等）作成上の注意

4 1 雇用保険加入の有無

その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについて、公共職業安定所の長に対する届出を、

「1」 行っている

「2」 行っていない（加入年月日が審査基準日以後も含む）

「3」 適用除外〔従業員が1人も雇用されていない、家族従業員（同一世帯の場合のみ）〕等

（確認書類：a 又は b）

a. 労働保険料納付状況証明書（労働保険（労災＋雇用）または雇用保険料（労災保険のみは不可）の納付済を確認します）

b. 「労働保険料概算・確定申告書」＋「納付書」（納付が分かるもの）

* 審査基準日を含む年度の納付を確認します。

例）審査基準日：r 4. 4. 1

→令和4年度の納付を確認

→口座振替期日前の場合、直近の納付を確認（令和3年度の領収書等）

4 2・4 3 健康保険・厚生年金保険加入の有無

従業員が健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を取得したことについて、日本年金機構（健康保険にあつては、健康保険組合を含む。）に対する届出を、

「1」 行っている

「2」 行っていない（加入年月日が審査基準日以後も含む。）

「3」 適用除外（従業員が4人以下の個人事業主である場合、等）

4 4 建設業退職金共済制度加入の有無

勤労者退職金共済機構（建退共）との間で、審査基準日以前に、特定業種退職金共済契約を

「1」 締結している

「2」 いない（履行状況が極めて悪く、加入証明書が発行出来ない場合を含む）

4 5 退職一時金制度もしくは企業年金制度導入の有無

審査基準日において、以下ア～キのいずれかに該当する場合、「1」を、該当しない場合は「2」を記入すること。

ア 勤労者退職金共済機構（中退金）との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約を締結し、かつ、契約成立年月日が審査基準日以前である場合。

イ 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済について契約しており、かつ、補償開始日が審査基準日以前である場合。

ウ 自社退職金制度に関し、就業規則（労働協約書）を有し（常時10人以上の労働者を使用する場合は労働基準監督署の届出印があること）、かつ、退職手当の決定、計算、支払方法及び支払いの時期に関する定めがあること。

さらに以下のいずれかに該当することが必要です。

- 退職給付引当金を計上していること。
- 5年以内に退職金支払実績があること。

また、退職金については、次表の金額を参考にしてください。

（試用期間を除く）※建設業退職金共済支給額によります。

年	金 額 (円)	年	金 額 (円)
1	_____	10	945,903
2		15	1,572,816
3	234,360	20	2,256,366
4	316,386	25	3,029,754
5	410,781	30	3,902,745
6	512,337	35	4,898,775
7	613,893	40	6,036,723
8	721,308		
9	830,676		

エ 厚生年金基金が設立されていること。

オ 法人税法に規定する適格退職年金の契約の締結されていること

カ 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

キ 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に規定する企業型年金が導入されていること。

4 6 法定外労働災害補償制度加入の有無

審査基準日において、次の①から③までをすべて満たしているア～キのいずれかの法定外労働災害補償制度に加入している場合、「1」となります。

- ① 業務災害のほか、通勤災害担保があること。
- ② 直接の使用関係にある職員（パート、アルバイト含む）及び下請負人（下請、孫請すべて含む）の直接の使用関係にある職員のすべてを対象としていること（記名式は認めません）。
- ③ 死亡及び後遺傷害第1級から第7級までを保証していること。

ア 建設業福祉共済団の建設労災補償共済制度に加入していること。

イ 全国建設業労災互助会に加入していること。

ウ 全日本火災共済協同組合連合会の労働災害補償共済に加入していること。

エ 全国労働保険事務組合連合会の労働災害保険に加入していること。

オ 民間保険金融会社との間で保険契約し、かつ、補償開始日が審査基準日以前の場合
カ 建設業者団体等が取り扱う団体保険制度に加入していること。

キ 中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者に加入していること。

※保険の契約方式は、すべての工事（共同企業体及び海外工事は除く）に対して保証するものでなければならず、工事現場ごとの契約は該当しません。

また、**第三者賠償責任、責任保険及び生命保険は該当しません。**

・**準記名式の普通傷害保険について**

政府の労働災害補償保険に加入し、かつ、審査基準日を含む年度の労働災害補償保険料を納付済みであること。被保険者数が前記②の要件を満たすものであること。

以上に該当する場合、「1」となります。

4 7 若年技術職員の継続的な育成及び確保

審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 15% 以上に、該当する場合は「1」、該当しない場合は「2」を記入。

また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満 35 歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率（小数点第 2 位以下端数切り捨て）で表し、記載すること。

4 8 新規若年技術職員の育成及び確保

審査基準日において、満 35 歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の 1 %に

「1」該当する

「2」該当しない。

新規若年技術者とは、次の 2 点のいずれかを満たしていることとする。

1. 審査基準日以前に 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象年内に新たに資格を有するに至った若年者
2. 審査対象年より前から資格を有しており、審査対象年内に 6 ヶ月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者。

また、「新規若年技術職員数」の欄 には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満 35 歳未満の者の人数を、「新規若年技術職員の割合」の欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率（小数点第 2 位以下端数切り捨て）で表し、記載すること。

4 9 CPD 単位取得数等（継続教育制度 Continuing Professional Development）

①「CPD 単位取得数」について、各技術者について以下の算式で算定し、その数値を合計したものを入力する。

$$\left[\frac{\text{審査基準日以前 1 年間に CPD 認定団体によって取得を認定された単位数}}{\text{告示別表第 18 の左欄に掲げる CPD 認定団体毎に右欄に掲げる数値}} \right] \times 30$$

【算出例】

公益社団法人空気調査・衛生工学会から
「28」単位認定されている場合
 $28 \div 50 \times 30 = 16.8$

よって、16（少数点以下の端数は切り捨て）を別紙二「技術職員名簿」の「CPD 単位取得数」又は、様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」の「CPD 単位」の欄に記入する。

経営事項審査の事務取扱について（通知）
平成 20 年 1 月 31 日 付国総建第 269 号
「（略）～右欄に掲げる数値で除し、
30 を乗じた数」

※ 1 人の技術者のうち、複数の CPD 認定団体より単位を取得している場合は、いずれか 1 つの CPD 認定団体の単位をもとに算出します。

※ 各技術者の CPD 単位の上限は 30 です。

② 技術者数について、別紙二「技術職員名簿」の掲載者の人数と様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」の掲載者の人数の合計を記入下さい。

【告示別表第 18】

1	(公社)空気調和・衛生工学会	50
2	(一財)建設業振興基金	12
3	(一社)建設コンサルタンツ協会	50
4	(一社)交通工学研究会	50
5	(公社)地盤工学会	50
6	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20
7	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50
8	(一社)全国測量設計業協会連合会	20
9	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20
10	(一社)全日本建設技術協会	25
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
12	(公社)土木学会	50
13	(一社)日本環境アセスメント協会	50
14	(公社)日本技術士会	50
15	(公社)日本建築士会連合会	12
16	(公社)日本造園学会	50
17	(公社)日本都市計画学会	50
18	(公社)農業農村工学会	50
19	(一社)日本建築士事務所協会連合会	12
20	(公社)日本建築家協会	12
21	(一社)日本建設業連合会	12
22	(一社)日本建築学会	12
23	(一社)建築設備技術者協会	12
24	(一社)電気設備学会	12
25	(一社)日本設備設計事務所協会連合会	12
26	(公財)建築技術教育普及センター	12
27	(一社)日本建築構造技術者協会	12

「CPD 単位取得数」の欄は、「技術者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前 1 年のうちに取得した CPD の単位数（1 人当たり 30 単位を上限）を記載すること。

また、「技術者数」の欄は、第 7 条の 3 第 3 号若しくは第 18 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する者又は 1 級若しくは 2 級の第一次検定に合格した者（第 18 条の 3 第 2 項第 1 号に規定される者に該当する者を除く。）の数を記載すること。

5 0 技能者レベル向上者数等

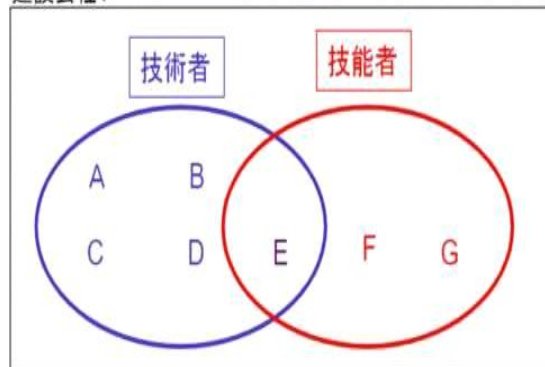
「技能レベル向上者数」の欄は、「技能者数」の欄に記載した数に含まれる者が審査基準日以前 3 年のうちに国土交通大臣が定める建設技能者の能力評価制度により受けた評価（以下「認定能力評価」という。）の区分が審査基準日の 3 年前の日において受けている評価の区分より 1 以上上位であった技能者の数を記載すること。また、「技能者数」の欄は、審査基準日において審査基準日以前 3 年のうちに建設工事の施工に従事した者であって第 14 条の 2 第 2 号チ又は同条第 4 号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者の数から建設工事の施工の管理のみに従事した者の数を除いた数を、「控除対象者」欄は、審査基準日以前 3 年のうちに認定能力評価により評価が最上位の区分に該当するとされた者の数を記載することとする。

【技能労働者（技能者）について】

技能者：建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者

（技術者は、施工管理を行う者であり、直接的な作業は基本的には行わない）

建設会社Y



- 建設会社Yは、技術者と技能者あわせて、A～Gの7名の職員を雇用。
- A～Dの4名は建設工事の施工の管理のみに従事。
- F及びGの2名は建設工事の施工に従事するが、施工の管理には従事しない。
- Eは基本的には技能者として建設工事の施工に従事するが、主任技術者となる資格も有する。
（＝この場合Eは、技術者としても、技能者としても評価の対象となる。）

5 1 ・ 5 2 ・ 5 3

ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況について、審査基準日以前に、以下の認定を取得しており、かつ審査基準日において認定取り消し又は自体がなされておらず厚生労働省により認定企業として認められていることが確認できる場合に加点。

- 5 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づく、えるぼし認定（第一段階、第二段階、第三段階）、プラチナえるぼし認定

・えるぼし・プラチナえるぼし認定とは

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。

- 5 2 次世代育成支援対策推進法（平成 1 5 年法律第 1 2 0 号）に基づく、くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定

・くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークとは
次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

- 5 3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 4 5 年法律第 9 8 号）に基づく、ユースエール認定

ユースエール認定制度とは

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

〔令和5年8月14日以降を審査基準日とする申請で適用〕

⑤ ④ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

審査基準日（令和5年8月14日以降の審査基準日に限る）以前1年のうちに発注者から直接請け負った A. 審査対象工事 において、B. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、かつ「別記様式第6号」の誓約書を提出している場合に加点を行う。ただし、審査基準日以前1年のうちに、審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には加点対象としない。

A. 審査対象工事

以下の①～③を除く、審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事

①日本国内以外の工事

②建設法業施行令で定める軽微な工事

- ・工事1件の請負代金が500万円（建築一式は1,500万円）未満
- ・建築一式のうち、面積が150㎡に満たない木造住宅を建設する工事

③災害応急工事

- ・防災協定（国、*特殊法人等又は地方公共団体）に基づく災害応急対策
- ・発注者の指示に基づき行う災害応急対策

*特殊法人等：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（H12 法律第127号）第2条第1項

B. 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する処置

①CCUS上での現場・契約情報の登録

②建設工事に従事する者が*直接入力によらない方法でCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備（各現場に機器が設置されていること）

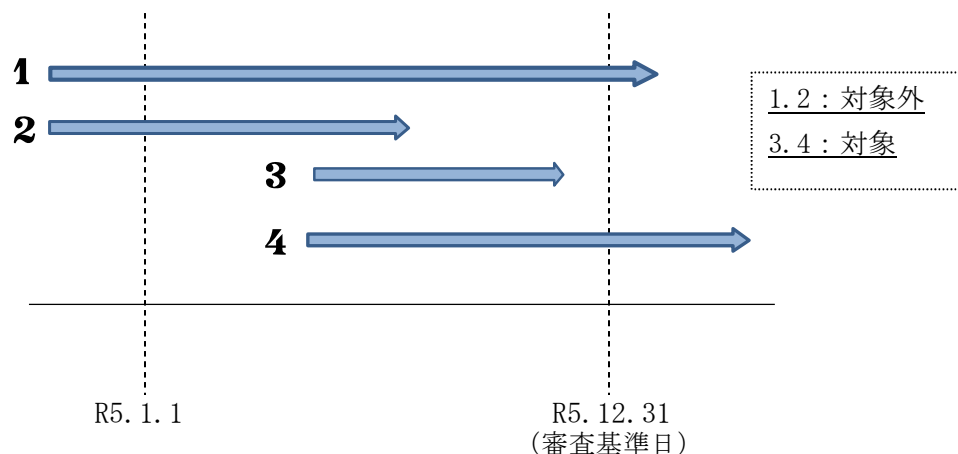
*直接入力によらない方法：就業履歴データ登録標準API連携認定システム（<https://www.auth.ccus.jp/p/requirements>）により、入退場履歴を記録できる措置を実施していること等

元請業者に対するCCUS加点について

対象：審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った（請負契約を締結した）建設工事。

JV工事は各構成員が担当した工事。

（例）



年 月 日

[illegible]申請区分 ☐ (1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事)

科 目		件 数
措置実施工事		件
措置未実施工事	軽微な工事	件
	災害応急対策	件
合 計		件

記入要領

- 1 「申請区分」の欄については、カラム内に該当する数字を記入すること。
- 2 表には、許可に係る建設工事の種類に関わらず、審査基準日以前1年のうちに発注者から直接請け負った建設工事のうち、「申請区分」の欄に記入した区分が「1」の場合は日本国内における全ての建設工事について、「2」の場合は日本国内における全ての公共工事について記載すること。なお、表中に記載する内容が該当しない場合には、「0」を記載又は空欄とすること。
- 3 「措置実施工事」とは、告示第一の四の1の(十)に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する為に必要な措置を実施した建設工事又は公共工事をいう。
なお、当該措置を実施した建設工事においては、以下に掲げる軽微な工事及び災害応急工事等についても、当該項目に含むものとする
- 4 「軽微な工事」とは、建設業法施行令第一条の二第一項に掲げる建設工事をいう。
- 5 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策をいう。

5 5 営業年数

営業年数(許可または登録を受けてからの年数)一年未満は切り捨てること。

なお、途中休業等があった場合は、営業年数から控除すること。

5 6 民事再生法又は会社更生法の適用の有無

平成23年4月1日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「1」を、その他の場合は「2」を記入すること。

5 7 防災協定の締結の有無

審査基準日において、国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災活動に関する協定を締結している場合は「1」を記入(協定書の写しを提出)。

また社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間で防災協定を締結している場合は、当該団体に加入し、防災活動に一定の役割を果たすことを当該団体の長が証する書類(原本)も併せて提出すること。

【防災協定書（写）の省略可能な団体一覧】

1		(一社)沖縄県舗装業協会	32		名護市建設関連 5 団体
2		(一社)沖縄県造園建設業協会			名護市建設業協会
3		(一社)沖縄県警備業協会			名護市電管設備業協会
4		(一社)沖縄県農林水産土木建設会			名護市造園業協会
5		(一社)沖縄県産業資源循環協会			北部建築設計協会
6		(公社)日本下水道管路管理業協会			北部建設コンサルタント業協会
7		(一社)沖縄県産業廃棄物協会	33		沖縄県管工事業協同組合連合会
8		(一社)日本CATV技術協会	34	管	名護市_管工事協同組合
9		沖縄県森林土木協議会	35	工	沖縄市 (〃)
10		(一社)沖縄県建設業協会	36	事	那覇市 (〃)
11	建	(一社)沖縄県中小建設業協会	37		南城市管工事会
12	設	伊平屋村_建設業協会	38		北部_電気工事業協同組合
13	業	伊江村 (〃)	39	電	中部 (〃)
14	協	今帰仁村 (〃)	40	気	比謝川 (〃)
15	会	豊見城市 (〃)	41	工	浦添宜野湾 (〃)
16		糸満市 (〃)	42	事	那覇 (〃)
17		東村建設業協議会	43		南風原電水会
18		大宜味村_建設業者会	44		(一社)沖縄県電気管工事業協会
19	建	本部町 (〃)	45		糸満市電管事業協同組合
20	設	恩納村 (〃)	46		南部水道企業団指定工事業者組合
21	業	読谷村 (〃)	47		伊是名村_商工会
22	者	うるま市 (〃)	48		南大東村 (〃)
23	会	沖縄市 (〃)	49	商	北谷町 (〃)
24		金武町 (〃)	50		嘉手納町 (〃)
25		南風原町 (〃)	51	工	宜野湾市 (〃)
26		宜野座村業者会	52		北中城村 (〃)
27		浦添建設業者友の会	53	会	中城村 (〃)
28		西原町建設協力会	54		西原町 (〃)
29		国頭村災害応急対策建設業者会	55		南城市 (〃)
30		沖縄県北部地区生コンクリート協同組合	56		八重瀬町 (〃)
31		久米島町内業者（個別業者の為、 久米島町長が証明書発行）	57		与那原町商工会建設工業部会

〔5〕〔8〕 営業停止処分の有無

審査対象年（審査基準日直前1年間）において、建設業法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「1」を、無い場合は「2」を記入すること。

〔5〕〔9〕 指示処分の有無

審査対象年（審査基準日直前1年間）において、建設業法第28条の規定による指示（指名停止は対象外）を受けたことがある場合は「1」を、無い場合は「2」を記入すること。

〔6〕〔0〕 監査の受審状況

審査基準日において、以下の該当するものを記入すること。

「1」 会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合（有価証券報告書又は監査報告書の写しを提出）

＊資本金5,000億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社は会計監査人必置

「2」 会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合（商業登記簿謄本に「会計参与」が登記されていることが前提となります）。

「3」 建設業に従事する職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除く。）のうち、経理実務の責任者であって、項番61に該当する者のいずれかが経理処理の適正を確認した旨の書類（様式第2号）に自らの署名を付した場合。

「4」 上記いずれにも該当しない。

〔6〕〔1〕 公認会計士等の数

＊申請会社の役員（監査役を除く）及び従業員（常時雇用のある者）に限ります。

- ・公認会計士として登録され、公認会計士法第28条の規定による研修を受講した者
- ・税理士として登録され、所属税理士会が認定する研修を受講した者
- ・公認会計士又は税理士であってこれらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者（告示1060号第5）
- ・1級登録経理試験を合格した翌年度の開始日から5年を経過しない者
- ・1級登録経理講習受講した年度の翌年度開始日から5年を経過しない者

〔6〕〔2〕 二級登録経理試験合格者等の数

＊申請会社の役員（監査役を除く）及び従業員（常時雇用のある者）に限ります。

- ・二級登録経理試験を合格した翌年度の開始日から5年を経過しない者
- ・二級登録経理講習受講した年度の翌年度開始日から5年を経過しない者

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、
の令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
 までの第 ____ 期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主
 資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企
 業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添
 の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確
 認しました。

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

別添も添付して下さい。

年 月 日

商号又は名称
 所属・役職

氏 名

以上

6 3 研究開発費(2期平均)

審査対象事業年度及び審査対象事業年度の全審査対象事業年度における研究開発費の
 額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社(項番 60 監査の受審状況で
 「1」と記入する場合)以外は「0」を記入すること。

6 4 建設機械の所有及びリース台数

地域防災の観点から、災害時の災害対応に利用され、また定期検査により保有・稼働
 確認ができる代表的な以下の建設機械の保有状況に対し加点を行う(最大 15 台)。

審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約(審査基準日から 1 年 7 月以上の
使用期間が定められているものに限る。)により使用するもの

【表 1】

評価対象となる建設機械		提出書類
1 ショベル系掘削機 建設機械抵当法施行令 別表	ショベル、バックホウ、ドラグラ イン、クラムシェル、クレーン又 はパイルドライバーのアタッチメ ントを有するもの	特定自主検査記録表 ※検査日が審査基準日 から遡って、1年以内で あること。
2 ブルドーザー //	自重が3トン以上のもの	
3 トラクターショベル //	バケット容量が0.4 m ³ 以上のもの	
4 モーターグレーダー //	自重が5トン以上のもの	
5 ダンプ車 以下は問いません ・車両総重量 ・最大積載量 ・表示番号 （建〇〇〇） （営〇〇〇（建））	自動車検査証の車体の形状欄に 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」 「ダンプセミトレーラ」 と記載があり、 <u>土砂等の運搬に供 される貨物自動車</u> ※自動車検査証の備考欄に「 <u>積載 物は土砂等以外のものとする</u> 」 等の記載があり土砂等の運搬が制 限されている車両や、貨物自動車 でない場合は認められません。	自動車検査証 ※審査基準日において 有効であること。 * <u>電子車検証の場合は、 印刷して下さい。</u> 「所有 者氏名、有効期限の満了 する日」が券面に記載さ れていない場合、併せて 「 <u>自動車車検証記録事 項</u> 」も印刷し添付下さい。
6 移動式クレーン 労働安全衛生法施行令 第12条第1項第4号	つり上げ荷重3トン以上のもの 固定式クレーンは評価対象外	移動式クレーン検査証 ※審査基準日において有 効であること。
7 高所作業車 同令 第13条第3項第34号	作業床の高さが2メートル以上	特定自主検査記録表 ※検査日が審査基準日 から遡って、1年以内で あること。
8 締固め用機械 同令 別表第7第4号	ロードローラー、タイヤローラー、 振動ローラー、ハンドガイドロー ラー	
9 解体用機械 同令別表第6号及び 同規則第151条の175	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリ ート圧砕機、解体用つかみ機	

注1：特定自主検査記録表は、新車の場合、新車購入日から審査基準日までが1年未満
の場合には提出不要（新車であることが確認できる書類を提出）。

注2：「解体用機械」について、ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させるこ
とで解体用機械として使用している等の事由により複数の特定自主検査記録表
に同一のベースマシンが掲載されている場合には、重複して加点しません。

建設機械の保有状況に関する評価（対象機械の追加）

現状

- 地域防災の観点から、災害時の復旧対応に使用され、また定期検査により保有（※）・稼働確認ができる代表的な建設機械の保有状況を加点評価している。
※ 1年7月を超えるリース契約も保有と同様に加点

- 現在の加点対象機種は以下の6機種。



追加する建設機械について

特定自主検査の対象建機

分類	根拠法令	機種
車両系建設機械	安衛法施行令別表第7第1号	ブルドーザー
		モーター・グレーダー
		トラクター・ショベル
		ずり積機
		スクレーパー
		スクレープ・ドーザー
	安衛法施行令別表第7第2号	パワー・ショベル
		ドラグ・ショベル
		ドラグ・ライン
		クラムシエル
		バケット掘削機
		トレンチャー
	安衛法施行令別表第7第3号	くい打機
		くい抜機
		アース・ドリル
		リバース・サーキュレーション・ドリル
		せん孔機 （チューピングマシンを有するもの）
		アース・オーガー
		ペーパー・ドレーン・マシン
	安衛法施行令別表第7第4号	ロードローラー、振動ローラー等
	安衛法施行令別表第7第6号	ブレーカ、解体用掘り機等
その他	安衛法施行令第13条第3項第34号	高所作業車

※ 赤字：現在の加点機種 黄色マーカー：加点追加対象

Ⅰ 道路運送車両法上の自動車検査の対象

現行経審では、ダンプ規制法の対象となる**最大積載量5t以上の大型ダンプ**のみが加点対象とされているが、5t未満のダンプも災害対応時に活用されている状況を踏まえ、**土砂の運搬が可能全てのダンプ**を加点対象としたい。



○提出書類

建設機械の保有状況内訳書表及び、申請する建設機械1台ごとに表1及び表2の書類両方を提出してください。どちらか一方のみの書類だけでは加点対象とはなりません。

【表2】 所有又はリース契約を締結していることとの確認書類

	提出書類
所有	売買契約書の写し、譲渡契約書の写し
リース	リース契約書の写し（リース期間が審査基準日から1年7ヶ月未満の場合は、「建設機械のリース契約に関する申出書」もあわせて提出）

注1： 売買契約書、リース契約書とも全ページの写しが必要となります。

注2： 審査基準日以前に購入したもの又はリースしたものに限りです。

注3： リース契約の場合、リース期間が1年である場合は評価対象外となります。

注4： 売買契約書、リース契約書とも①～⑤が確認できること。

①申請する建設機械の名称、製造者名、型式及び製造番号

②販売(リース) 金額

③販売(リース) 元の商号又は名称、所在地及び代表者氏名・印

④販売(リース) 先の商号又は名称、所在地及び代表者氏名・印

⑤契約日

※①の型式又は製造番号が明記されていない場合は、製造番号等が確認できる納品書若しくは請求書を提出してください。

○その他

保有の確認において、売買契約書が提出できない場合について

(1) から (3) の書類を当面の間、契約書の代替書類として取り扱います。なお、いずれの場合も上記表3の「建設機械が正常に稼働する状態にあることを確認する書類」で申請している建設機械と一致していることが必要です。

できるだけ(1)又は(2)の書類で申請してください。

(1) 社団法人日本建設機械工業会が制定する統一譲渡証明書の写し

①申請する建設機械の名称、製造者名及び型式・製造番号

②販売元又は譲渡人の名称、所在地、電話番号及び代表者氏名

③販売元又は譲渡人の押印

④販売元又は譲受人が申請者であることの明示

(2) 固定資産税に係る償却資産申告書及び種類別明細書の写し

(以下①、②が記載されていること)

①申請する建設機械の名称、製造者名及び型式・製造番号

②市町村の受付印のあるもの

※審査基準日時点の所有の確認ができるもの

- ※資産名に「油圧ショベル」等のみの記載だけではなく、「油圧ショベル・コマツ・PC350-8」などの製造者名及び型式の記載があることが必要です。
- ※固定資産税に係る償却資産申告書等は、直近の書類の写しを添付。

(3) 購入(支払)したことが分かる書類(ア・イ又はア・ウをセットで確認します。)

ア 建設機械の注文請書又は請求書の写し

- ①申請する建設機械の名称、製造者名及び型式・製造番号
- ②販売金額
- ③販売元の名称、所在地、電話番号及び代表者氏名・印
- ④注文主又は請求先が申請者であることの明示

イ 銀行の受付印のある振込書の写し

(下記の①～②がアと一致すること)

- ①申請者である預金者名、銀行名及び口座番号
- ②販売元である振込先及び振込金額(③振込日)

ウ 建設機械の代金の支払いを確認できる預金通帳の写し

(下記の①～②がアと一致すること)

- ①申請者である預金者名、銀行名及び口座番号
- ②販売元である振込先及び振込金額(③振込日)

※「建設機械保有状況内訳書」について、審査後に県の収受印を押印して返却します。
次回以降の申請では、受付印のある「建設機械保有状況内訳書」を提出する事で、売買契約書の写し、譲渡契約書の写し、リース契約書の写し(リース期間が審査基準日から1年7ヶ月以上のものに限る)の提出が省略できます。ただし、新規に計上する建設機械がある場合は改めて作成して下さい。

※ダンプについて車検証で所有者・使用者ともに申請業者であることがわかる場合(車検証の所有者が申請業者名で、使用者欄が***の場合を含む)、売買契約関係の書類は省略できるものとします。

※「解体用機械」について、所有確認書類及び特定自主検査記録表はベースマシン、解体用アタッチメントの両方とも提出して下さい。

※特定自主検査記録表に別紙記載とある場合は、その別紙も添付して下さい。

建設機械保有状況内訳書

許可番号 大臣・知事 第 号

商号又は名称

通番	建設機械の種類	メーカー名	製造番号／ 車体番号	所有又は リース	取得日又は リース期間	特定自主検査 等実施年月日	
1	1 ショベル系掘削機 (アタッチメント有) 2 ブルトーザー 3 トラクターショベル (バケット容量 0.4 m ³ 以上) 4 モーターグレーダー (自重 5 t 以上) 5 ダンプ車 6 移動式クレーン (吊上荷重 3 t 以上) 7 高所作業車 (作業床高 2 m 以上) 8 締固め用機械 9 解体用機械 加点は最大 15 台まで。			所 リ	～		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9					所 リ	～	
10					所 リ	～	
11					所 リ	～	
12					所 リ	～	
13					所 リ	～	
14					所 リ	～	
15					所 リ	～	

自己所有の場合は取得年月
日のみ記入。リースの場合
は、リース期間（始期と終
期）を記入すること。

5 ダンプ：車検日（毎年）
6 移動式クレーン：性能検査日（2 年毎）
他は、特定自主検査日（毎年）

建設機械のリース契約に関する申出書

所在地

許可番号

商号又は名称

代表者氏名

審査基準日 令和 年 月 日

下記の建設機械について、リース期間終了日が今回申請を行う経営事項審査の審査基準日から1年7ヶ月以内に終了しますが、これらの建設機械について、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを確約していることを申し出ます。

なお、この申出書に対し、リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りを行わなかった場合（ただし、廃車等止むを得ないと認められる場合を除く。）は、今回の経営事項審査において虚偽の申請を行ったとして、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく監督処分の対象となることを了承します。

記

通番	メーカー ・車種	製造・車体番号	リース会社 契約番号	リース期間	リース期間終了 後について	備考

【注意事項】

1. 全ての項目を記載してください。
2. 「リース契約終了後について」の欄は、リース契約の更新、延長、建設機械の買い取り等、リース契約後の措置について記入して下さい。

リース契約の更新、延長及び建設機械の買い取りについて、契約書等を交わした後、その写しを沖縄県技術・建設業課あて提出して下さい。

(FAX : 098-866-2506)

○建設機械が正常に稼働する状態にあることを確認する書類（例）

油圧ショベル(クローラ式)				様式SR-EHC-01	
3 年 間 保 存				証明書 ① 年 月 日	
特定自主検査記録表				証明書 ②	
建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用				標章 No. 注 1	
メーカー名 ④	管理No. ⑩		使用者住所氏名又は名称 ⑬ 注 4		
型 式 ⑤	注 2		走行距離 _____ km	機械管理者氏名 ⑭	
製造番号 ⑥			稼働時間 ⑫ h	検査業者登録番号 ⑰	
性 能 ⑦	車 検 有効期間 _____		検査業者又は事業者住所・名称 ⑮ 注 6		
検査実施場所 ⑧			責任者 ⑯		
検査年月日 ⑨	注 3	検査者氏名 ⑭ 注 5	責任者名 ⑰		

注 1) 標章 NO の記載があること。

注 2) 型式、製造番号のどちらかが所有の確認資料（売買契約書等）と一致すること。

注 3) 検査年月日が審査基準日時点で有効（審査基準日より一年前に検査済）。

注 4) 使用者住所氏名又は名称は申請者と一致すること

注 5) 検査氏名の記載があること。

注 6) 事業者住所、名称、責任者名の記載があること。

※詳細は特定自主検査記録表の記入要領（公益社団法人建設荷役車両安全技術協会）を御確認ください。

〔 6 〕 〔 5 〕 ～ 〔 6 〕 〔 7 〕 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

審査基準日において、

「1」エコアクション21の認証、又は国際標準化機構第9001号・14001号の規格により登録されている

「2」認証、登録されていない（以下を含む）

- ・ 認証範囲に建設業（経審受審対象業種か否か問わない）が含まれていない
- ・ 認証範囲が一部の支店等に限られている